

資料編

町田市男女平等参画協議会

町田市男女平等参画協議会設置要綱

平成11年7月1日施行

市民部市民協働推進課

第1 設置

町田市における男女平等参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、町田市男女平等参画協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2 所掌事項

協議会は、男女平等参画社会の形成の促進に関する施策その他必要な事項について協議し、その結果を市長に報告する。

第3 組織

協議会は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5名以内
- (2) 町田市内男女平等推進関係団体の代表 2名以内
- (3) 町田市民のうちから公募したもの 3名以内

第4 委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 会長等

- 1 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 専門部会

協議会は、専門的事項を調査、検討させるため、専門部会を置くことができる。

第8 庶務

協議会及び専門部会の庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、1999年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2000年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2002年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱された委員に対する第4の規定の適用については、第4中「2年」とあるのは「委嘱をされた日からその翌年度の3月31日まで」とする。

附 則

この要綱は、2008年4月1日から適用する。

町田市男女平等参画協議会委員名簿

※敬称略/区分ごと・五十音順

氏名	所属	区分
【いしら まさよし】 石原 正義	町田市介護人材開発センター長	学識経験者
【こんどう わかな】 近藤 わかな	多摩総合法律事務所 弁護士	"
【すぎうら いくこ】 ○ 杉浦 郁子	和光大学現代人間学部 准教授	"
【ひろおか もりほ】 ◎ 広岡 守穂	中央大学法学部 教授	"
【やまだ りゅうじ】 山田 隆司	やまだ社会保険労務士事務所 社会保険労務士	"
【あおしま みつひろ】 青島 充宏	町田商工会議所事務局長	男女平等推進関係団体の代表
【よりおか えりこ】 依岡 えり子	森野三丁目保育園理事・園長	"
【きたむら のぼる】 北村 昌		公募市民
【ごとう ももえ】 後藤 百枝		"
【やだ のぶひさ】 矢田 信久		"

◎：委員長 ○：副委員長

委員の任期：2015年7月28日～2017年3月31日

町田市男女平等参画協議会の検討経過

回	開催日	主な内容
1	2016年 6月 6日	○第3次町田市男女平等推進計画進捗状況報告 ○男女平等参画に関するアンケート調査
2	2016年 6月21日	○第3次町田市男女平等推進計画進捗状況調査について ○男女平等参画に関する国・都・民間の動向について
3	2016年 7月19日	○第3次町田市男女平等推進計画進捗状況調査の確定について ○第4次男女平等推進計画の体系案について
4	2016年 8月17日	○第4次男女平等推進計画の体系案について ○第4次男女平等推進計画の原稿について
5	2016年 9月12日	○第4次男女平等推進計画の体系案について ○第4次男女平等推進計画の原稿について
6	2016年 9月29日	○第4次男女平等推進計画の原稿について
一	2016年12月14日	○パブリックコメント実施（2017年1月13日まで）

町田市男女平等推進会議

町田市男女平等推進会議設置要綱

平成9年5月1日施行

市民部市民協働推進課

改正 2009年4月1日

2010年4月1日

2011年4月1日

2012年4月1日

2013年7月1日

2015年4月1日

注 2008年12月以降の改正沿革のみ登載

町田市女性関係施策連絡協議会設置要綱（1980年8月1日実施）の全部を改正する。

第1 設置

町田市の男女平等に関する施策の総合的な推進を図るため、町田市男女平等推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

第2 所掌事項

推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女平等に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 男女平等に関する施策の調査、研究及び立案に関すること。
- (3) 男女平等に関する施策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

第4 会長等

- 1 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5 会議

- 1 推進会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の職員の出席を求めることができる。

第6 幹事会

- 1 推進会議に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、推進会議から付議された事項について調査、検討する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、市民部市民協働推進課男女平等・消費生活担当課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、第2項の規定により付議された事項に関する課の課長のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 6 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の職員の出席を求めることができる。

第7 専門部会

1 推進会議に専門部会を置く。

2 専門部会は、推進会議又は幹事会から付議された事項について調査、検討する。

3 専門部会は、前項の規定により付議された事項に関する課の職員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

4 専門部会は、必要に応じ会長又は幹事長が招集する。

第8 庶務

推進会議、幹事会及び専門部会（以下「推進会議等」という。）の庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、推進会議等の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、1997年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、1997年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、1998年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、1999年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2000年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2003年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2004年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2013年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年4月1日から適用する。

別表（第3関係）

会長 市民部担当副市長
副会長 市民協働推進担当部長
委員 政策経営部長
 経営改革室長
 総務部長
 財務部長
 市民部長
 文化スポーツ振興部長
 地域福祉部長
 いきいき生活部長
 保健所長
 子ども生活部長
 経済観光部長
 環境資源部長
 建設部長
 都市づくり部長
 下水道部長
 議会事務局長
 学校教育部長
 生涯学習部長
 町田市民病院事務部長

町田市男女平等推進会議の検討経過

開催日	主な内容
2016年 4月21日	[第1回推進会議・幹事会・専門部会] ○第4次男女平等推進計画策定の趣旨等を説明
2016年 8月 4日	[第2回推進会議] ○第4次男女平等推進計画体系案の確認
2016年 8月	[専門部会] ○第4次男女平等推進計画の取組調査実施
2016年 9月	[専門部会] ○個別ヒアリングの実施
2016年10月17日	[第3回推進会議] ○第4次男女平等推進計画素案の確認
2016年10月18日	[第2回幹事会・専門部会] ○第4次男女平等推進計画素案の確認

男女平等に関する施策の国内外の主な動き

年	世 界	日 本	東京都	町田市
国連婦人の十年	1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 「国際婦人年世界会議」開催(世界行動計画採択)	・「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」公布(昭和51年4月1日施行) 女子教育職員・看護婦・保母等を対象 ・総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進会議」、「婦人問題担当室」設置	
	1976年 (昭和51年)	・「国際婦人の十年」始まる (～1985年)	・民法一部改正(離婚後の氏の選択自由化)	・都民生活局婦人計画課設置
	1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	
	1978年 (昭和53年)		・国内行動計画第1回報告書発表	・東京都婦人問題会議より「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方向について」答申 ・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定
	1979年 (昭和54年)	・ニューデリーにおいて「国連婦人の十年世界会議」ESCAP地域政府間準備会議」開催 ・第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		・市内婦人団体研修会開催
	1980年 (昭和55年)	・コペンハーゲンにおいて「国連婦人の十年中間年世界会議」開催/「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・初の女性大使誕生 ・民法一部改正(配偶者法定相続分に関して) ・「女子差別撤廃条約」署名	・第1回婦人の問題を考えるつどい開催 ・「町田市婦人の生活をよくする連絡会」発足及び結成 ・企画部企画課内に婦人問題担当窓口を設置 ・「町田市婦人関係行政連絡協議会」設置
	1981年 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効 ・ILO 総会「ILO 第156号条約」(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等および均等待遇に関する条約)採択	・国内行動計画後期重点目標発表	
	1982年 (昭和57年)			・東京都婦人問題協議会「「国連婦人の10年」後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」答申

年	世 界	日 本	東京都	町田市
国連婦人の十年	1983年 (昭和58年)		・婦人問題解決のための新東京都行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	
	1984年 (昭和59年)	・東京において「国連婦人の十年世界会議」ESCAP地域政府間準備会議開催	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布(1985. 1. 1施行)の国籍に関する父母両系主義の採用)	
	1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年最終年世界会議」開催(「ナイロビ将来戦略を採択」)	・「国民年金法等の一部を修正する法律」公布 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・同条約発効	・東京都婦人問題協議会「男女平等の社会的風土づくり」報告 ・第12回「婦人のつどい」開催「国際婦人の10年最終年を記念して」
	1986年 (昭和61年)		・「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ・「男女雇用機会均等法」施行	・町田市婦人会館建設準備懇談会設置
	1987年 (昭和62年)		・「新国内行動計画」策定し男女共同参加型社会形成をめざす	・婦人会館建設準備懇談会「町田市婦人会館建設について」報告書 ・「町田市婦人会館建設審議会」設置
	1988年 (昭和63年)		・「農山漁村婦人の日」設定 ・「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」策定	・婦人会館建設審議会「町田市婦人会館建設について－基本構想－」答申
	1989年 (平成元年)		・「新学習指導要領」告示 ・「法例」改正(婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正)	・東京都婦人問題協議会「21世紀へ向けて男女平等の実現をめざして」報告
	1990年 (平成2年)	・国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略勧告」採択	・「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」公布 ・「老人福祉法等の一部を改正する法律」公布・在宅サービスの法的位置づけ	・町田市女性関係施策連絡協議会設置(婦人関係行政連絡会議を改称)
	1991年 (平成3年)		・「新国内行動計画」の第一次改定 ・「育児休業法」公布	・女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定 ・東京都男女平等推進基金設置 ・町田市女性行動計画検討委員会設置
	1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行 ・「農山漁村女性に関する中長期ビジョン」策定 ・初の婦人問題担当大臣設置	・財団法人東京女性財団設立
	1993年 (平成5年)	・世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」で女性の平等の地位と女性の人権について採択 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)公布	・女性行動計画検討委員会「男女平等参画型社会をめざして」提言

年	世 界	日 本	東京都	町田市
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・『開発と女性』に関する第2回アジア・太平洋大臣会議開催 ・国際人口・開発会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置 ・総理府に「男女共同参画推進本部」設置 ・ESCAP地域準備会議(ジャカルタ)「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む)採択 ・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)策定 ・「新ゴールドプラン」策定 ・当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5か年事業)を策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・町田市女性行動計画まちだ女性プランー男女平等参画型社会をめざしてー(第1次)」策定
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回世界女性会議」を北京で開催 ・「行動綱領(北京宣言)」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正、「育児・介護休業法」成立 ・ILO156号条約批准 ・「農業者年金法の一部を改正する法律」公布/農業経営に携わる配偶者の年金加入権 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京ウィメンズプラザ開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性情報・啓発誌「まちだの女性」創刊 ・電話女性悩みごと相談開始
1996年 (平成8年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第15回女子差別撤廃委員会」ニューヨークで開催 ・「ジュネーブ」において「第33回ILO総会」を開催、家内労働に関する条約及び勧告を探討 ・ソウルにおいてESCAP主催「北京行動綱領実施のための女性の地位向上のためのナショナルマシンナリー強化に関する地域会議」を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・法制審議会「民法改正案要綱」答申/選択的夫婦別氏制、離婚破綻主義採用、非嫡出子均等相続 ・男女共同参画推進本部は、平成7年度末において国の審議会等における女性委員の登用目標15%を達成(15.5%)したことを踏まえ、新たな数値目標を本部決定 ・「優生保護法の一部を改正する法律」成立 ・男女共同参画審議会が、「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造ー」を内閣総理大臣に答申 ・男女共同参画推進本部は、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年(平成12年度)までの国内行動計画ー」を決定 		

年	世 界	日 本	東京都	町田市
1997年 (平成9年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第16回女子差別撤廃委員会」ニューヨークにおいて開催 ・「第41回婦人の地位委員会」をニューヨークにおいて開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人少年問題審議会等関係審議会は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案要綱」について、労働大臣に対し答申 ・労働省は「女性労働者の能力発揮促進に関する研究会」の検討結果である「女性労働者の能力発揮促進のための企業の自主的取組のガイドライン」を公表 ・「男女共同参画審議会設置法」公布 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律」公布、募集採用等における性差別禁止、セクハラ防止の配慮義務等を規定 ・「男女共同参画2000年プランに関する第一回報告書」発表 ・「介護保険法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都女性問題協議会「男女が平等に参画するまち東京」報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・「町田市女性行動計画 まちだ女性プラン進捗状況報告書」発行 ・市民部市民活動室男女平等推進係に組織改正 ・町田市男女平等推進会議設置(町田市女性関係施策事務連絡協議会を全部改定)
1998年 (平成10年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃委員会」ニューヨークにおいて開催(第18・19回) ・フィリピンにおいてAPEC女性問題担当大臣会合開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定非営利活動促進法」公布 ・「男女共同参画2000年プランに関する第2回報告書」発表 ・男女共同参画審議会答申 ・中央省庁党改革推進本部において、内閣府に男女共同参画を担当する局を設置することが承認される 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改訂版町田市女性行動計画まちだ女性プラン－男女平等参画型社会をめざして－」策定
1999年 (平成11年)	・「第20回女子差別撤廃委員会」ニューヨークにおいて開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法案」国会提出 ・同法成立・施行 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等に関する町田市職員の意識調査実施 ・町田市男女平等推進センター開設 ・市民部男女平等推進センターに組織変更

年	世 界	日 本	東京都	町田市
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」 ニューヨークにおいて開催「政治宣言」および「成果文書」採択	・介護保険法に基づく「介護保険制度」開始 ・「児童虐待の防止等に関する法律」成立、施行 ・「ストーカー規制法」成立、施行 ・男女共同参画審議会より「女性に対する暴力に関する基本の方策について」答申 ・男女共同参画審議会より「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申、男女共同参画社会の確立を21世紀の最重要課題と位置付ける ・答申に基づき男女共同参画室が「男女共同参画基本計画」を策定	・「東京都男女平等参画基本条例」成立、施行	・専門面接相談開始 ・「改訂版町田市女性行動計画まちだ女性プラン－男女平等参画型社会をめざして－進捗状況報告書」発行 ・町田市男女平等推進センター運営委員会設置 ・男女平等推進のためのシンボルマークを決定
2001年 (平成13年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 ・男女共同参画会議専門調査会より「仕事と子育ての両立支援策について」報告 ・「改正育児・介護休業法」成立 ・児童福祉法一部改正	・東京都男女平等参画審議会「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的な考え方」中間のまとめ、答申	・町田市男女平等参画懇談会「町田市第2次女性行動計画(男女平等推進計画)策定に当たっての基本的な考え方」報告 ・男女平等参画都市宣言 ・第1回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・男女平等推進情報紙「男女平等推進センターだより」創刊 ・町田市男女平等に関するアンケート調査実施
2002年 (平成14年)		・「改正育児・介護休業法」施行。看護休暇制度導入の努力義務、短時間勤務、フレックスタイム制度の対象拡大など	・「男女平等参画のための東京都行動計画 一チャレンジ&サポート東京プラン2002」策定	・第2回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・「町田市男女平等推進計画(第2次)」策定 ・町田市男女平等参画協議会設置
2003年 (平成15年)		・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定		・第3回まちだ男女平等フェスティバル開催
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定	・東京都男女平等参画審議会調査審議報告「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」	・第4回まちだ男女平等フェスティバル開催
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会／「北京+10」閣僚級会合開催(ニューヨーク)	・男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」成立		・第5回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・「町田市男女平等推進計画(用語改訂版)」発行 ・町田市男女平等に関するアンケート調査実施

年	世 界	日 本	東京都	町田市
2006年 (平成18年)		・「男女共同参画基本計画(第2次)」スタート	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 ・東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」	・第6回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・「男女平等に関するアンケート調査報告書」発行
2007年 (平成19年)		・「改正育児・介護休業法」施行、対象労働者の範囲の拡大、育児休業対象期間の延長、取得回数制限の緩和など ・「改正男女雇用機会均等法」施行、男女双方に対する差別や間接差別、妊娠・出産などを理由とする不利益を取り扱いの禁止など ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定「チャンス＆サポート東京プラン2007」	・第7回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・「町田市男女平等推進計画進捗状況調査報告書－2005年度・2006年度－」発行 ・《女性悩みごと相談業務》委託化。インセンティブ予算獲得。 ・《女性悩みごと相談》土曜日の電話相談開設 ・「町田市男女平等推進計画 改訂版」策定
2008年 (平成20年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」改正		・市制50周年記念第8回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・市民部市民協働推進課男女平等推進センターに組織改正 ・「町田市男女平等推進計画 改訂版(第2版)」発行
2009年 (平成21年)			・「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定	・第9回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第1回仕事と家庭の両立推進企業賞表彰
2010年 (平成22年)	・第54回国連婦人の地位委員会／「北京+15」開催(ニューヨーク)	・「第3次男女共同参画基本計画」策定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		・第10回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第2回仕事と家庭の両立推進企業賞表彰 ・町田市男女平等に関するアンケート調査実施
2011年 (平成23年)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足			・「男女平等参画に関するアンケート調査報告書」発行 ・第11回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第3回仕事と家庭の両立推進企業賞表彰 ・男女平等参画都市宣言10周年記念事業実施 ・男女平等推進計画策定検討委員会設置

年	世 界	日 本	東京都	町田市
2012年 (平成24年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定「チャンス&サポート東京プラン2012」 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第4回仕事と家庭の両立推進企業賞表彰 ・《女性悩みごと相談》面接相談を拡充 ・多目的実習室、活動室を一般利用開始(条例一部改正。登録団体は減免を適用)施設予約システム併用
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・第13回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第5回仕事と家庭の両立推進企業賞表彰 ・「第3次町田市男女平等推進計画」策定
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> ・すべての女性が輝く社会づくり本部の設置 ・「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 ・「仕事と介護の両立支援」のポータルサイト開設 		<ul style="list-style-type: none"> ・第14回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第6回仕事と家庭の両立推進企業賞表彰 ・「町田市内企業実態調査報告書」発行
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」記念会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ応援プラン」策定 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 		<ul style="list-style-type: none"> ・第15回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第7回仕事と家庭の両立推進企業賞表彰
2016年 (平成28年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都女性活躍推進白書」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第16回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第8回仕事と家庭の両立推進企業賞表彰 ・町田市男女平等に関するアンケート調査実施
2017年 (平成29年)				<ul style="list-style-type: none"> ・第17回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第9回仕事と家庭の両立推進企業賞表彰 ・「第4次町田市男女平等推進計画」策定 ・「男女平等参画」に関するアンケート調査報告書」発行

関連法令

日本国憲法（抄）

（昭和 21 年 11 月 3 日 公布
昭和 22 年 5 月 3 日 施行）

（基本的人権の享有）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（個人の尊重と公共の福祉）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下の平等）

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

（2、3 項略）

（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

男女共同参画社会基本法

第一章 総則

(平成十一年法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画審議会（第二十一条—第二十六条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域に

おける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的

協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提

出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員そ

の他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

(以下略)

東京都男女平等参画基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条一第七条）

第二章 基本的施策（第八条一第十一條）

第三章 男女平等参画の促進（第十二条・第十三条）

第四章 性別による権利侵害の禁止（第十四条）

第五章 東京都男女平等参画審議会（第十五条一第十九条）

附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎える東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に發揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、眞に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 男女平等参画 男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を發揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。

二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第三条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

- 一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に發揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

(都の責務)

第四条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）と相互に連携と協力を図ることができるように努めるものとする。

(都民の責務)

第五条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(都民等の申出)

第七条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

第二章 基本的施策

(行動計画)

第八条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(情報の収集及び分析)

第九条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

(普及広報)

第十条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(年次報告)

第十二条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、

公表するものとする。

第五章 東京都男女平等参画審議会

第三章 男女平等参画の促進

(決定過程への参画の促進に向けた支援)

第十二条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の促進)

第十三条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。

2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。

4 知事は、第二項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

第四章 性別による権利侵害の禁止

第十四条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

(設置)

第十五条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第十六条 審議会は、知事が任命する委員二十五人以内をもって組織する。

2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。

(専門委員)

第十七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

第十九条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

用語説明

■NPO

Non-Profit-Organizationの略称です。非営利の市民団体のことと、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

■エンパワーメント

力（パワー）をつけることの意です。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味します。

■ジェンダー

人間には生まれについての生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）と言います。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

■ストーカー

特定の人に対して好意または怨恨を抱いてつきまとう行為です。「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」により、ストーカー行為は犯罪と定められています。

■性的指向・性自認

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

性自認とは、心の性別です。身体が男であろうと女であろうと関係なく、自分の“性別”をどのように“自認”しているかということです。この性自認と身体の性別の差が大きい人達が性同一性障害と呼ばれています。

■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

■ナイロビ戦略

正式には「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」。372項目からなる2000年に向けて達成すべき課題の方向性を示したもので、将来戦略は、序章、Ⅰ平等、Ⅱ発展、Ⅲ平和、Ⅳ特殊な状況の婦人、Ⅴ国際及び地域協力の6章から構成されています。

■ハラスメント

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

■P D C Aサイクル

P l a n (計画) → D o (実行) → C h e c k (評価) → A c t i o n (改善) を繰り返すことで、計画や施策を改善していく手法です。

■ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することです（男女共同参画社会基本法第2条）。

